



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：岩橋 祐治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
Fax (03) 5842 - 5602
毎月1日発行
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）
<http://www.inoken.gr.jp>

“世界から職場から、学び、交流しよう”

第6回健康で安全に働くための学習交流集会

いのちと健康全国センター主催の「第6回健康で安全に働くための学習交流集会」が、5月26～27日、日本医療労働会館において開催されました。働くものの立場からの「働き方改革」の実現をめざして、労働安全衛生活動でがんばっているすぐれた経験を持ち合い、「交流し、学び合う」ことを目的に学習・交流しました。参加者は55人でした。

2つの記念講演と基調報告

記念講演Ⅰは、全労連の布施恵輔国際局長の「8時間働けばふつうに暮らせる社会を～働くルールの国際比較～」で、布施さんは日本の労働時間の現状をILOの国際労働基準から見て批判し、国際労働基準の活用、世界に学び、日本のたたかいに生かすことを強調しました。

記念講演Ⅱは、医師で大阪社会医学研究所の中村賢治所長の「長時間労働と健康」です。中村医師は「健康とは?」と問いかけ、「健康格差」や「長時間労働の健康に与える影響」、「睡眠不足の問題点」を指摘するとともに、研修医の長時間労働問題に触れ、「労働時間の問題は人間を人間たらしめる、生活を豊富にするという考え方が必要」と強調しました。

いのちと健康全国センターの岩橋事務局長は基調報告で、安倍「働き方改革」の動向について触れながら、労働組合としての「働くもののいのちと健康を守る活動」の位置づけ、重要性を強調し、労働安全衛生活動を職場で具体的にどう進めていくのかを提起しました。労働者のいのちと健康を守ることは、労働運動にとってすべての運動の土台であり、「要」とすべきこと、労働者の安全と健康を確保する責務は事業者にあり、労働組合はその責務を果たさせるこという役割があることを特に強調しました。

職場の実践を力に

実践報告は4本。①全教・都教組の平間輝雄書記長、②自治労連・浜松市職の良知信一委員長、③生



長谷川貴子さんの実践報告

協労連・ユーコープ労働組合の福田裕行委員長、④川崎協同病院の長谷川貴子さんでした。また、特別報告として佐戸恵美子さん（過労死したNHK記者の佐戸未和さんのお母さん）の悲しい遺族はもう出したいという思いを込めた訴えは、全参加者に深い感動を呼びました。

分散会討論は3つのグループに分かれて、記念講演、基調報告、実践報告を受けての感想や参加者からの報告（経験や悩みなど）を出し合い、長時間過密労働の改善をどう勝ち取っていくのか？（メンタルヘルス・パワハラなどへの対応）、職場の労安活動の進め方・労組の役割、快適職場をどう作っていくのかなどを討論しました。交流会は「いの健クイズ」で盛り上りました。参加者の感想文によれば、記念講演も実践報告も好評でした。分散会は、交流できたという意見の一方、時間的制約により不充分さを残しました。

参加者は「2日間で学んだことを職場にもち帰り知恵と力を発揮しよう」と確認し合いました。

（全国センター 岩橋祐治）

〈今月号の記事〉

働き方改革法案・理事会報告	2面
非正規で働く仲間の全国交流集会	3面
各地・各団体のとりくみ	4面～6面
新田ゼラチン大阪工場訪問・私の健康法	7面
過労死防止学会第4回大会	8面

「働き方改革」一括法案は廃案

立法根拠は崩れている

「働き方改革」一括法案は、6月19日の採決強行は見送られましたが、最終の重要な局面を迎えていました。法案の根拠となるデータの改ざん・ねつ造、不備が次々と発覚。しかし、安倍政権は、国会を延長してまで、成立させようとしています。

ニーズなし、裁量なしの高プロ制度

高度プロフェッショナル制度のニーズの調査は12人のヒアリングのみ。内9人は法案要綱決定後に実施です。まさに「アリバイ作り」です。労働者のニーズではなく財界のニーズなのです。

業務遂行にあたり指揮命令をしてはいけないという規定もありません。1日24時間×261日労働で年6264時間労働でも合法。労働時間の管理・記録がなければ、労災認定は極めて困難になる危険性があります。

月160時間もの残業も合法

時間外・休日労働の上限規制では、月末と翌月はじめに時間外・休日労働を集中させれば、月160時間もの残業が合法となることが野党の質問で明らかになりました。森岡孝二・関西大学名誉教授は、「過労死ライン以下での労災認定が約50%ある」と指摘しています。過労死弁護団は労災認定基準を月65時間以下に短縮するよう要求しています。

高プロ廃案で共同のうねり

この間、過労死を考える家族の会、法曹団体、労働組合、市民が共同の力を發揮し、さまざまな行動を展開し、「一括法」廃案を訴えてきました。

過労死を考える家族の会との面会を拒み続けた安倍首相。家族の会は5月22～23日に官邸前で座り



込み、家族を突然亡くすことの悲しみ、苦しみを話し、過労死を促進する高プロの廃案を訴えました。

全労連、全労協、MICなどにつくる雇用共同アクションは、厚生労働委員会の審議日にあわせ、議員会館前で「高プロはやめろ」「働き方改悪一括法案は廃案にせよ」と行動を続けています。

6月15日には市民の呼びかけによる「#0615仕事帰りの新橋デモ」が行われ240人が参加(写真)。新橋駅S L広場でも行動があり、法政大学の上西充子教授が法案の問題点を解説。東京家族の会の中原のり子代表、佐戸恵美子さんらが訴えました。

職場でのたたかいを

政府は問題点を指摘されてもごまかし・はぐらかしの答弁を重ね、細かな点は強制力のない「省令で決める」としています。このままでは抜け穴だらけとなりブラック企業が悪用しかねません。

法案が成立したとしても、高プロ制度は導入させない、実効ある残業規制、勤務間インターバルの導入など、職場でのたたかいが重要になります。引き続き共同を広げ、真の働き方改革の実現にむけてがんばっていきましょう。（全労連 高島牧子、6月20日記）

第3回理事会報告 「職場のハラスメントーなぜおこり、どう対処すべきか」公開学習

6月6日、全国センターの2018年第3回理事会が開催されました。第3回理事会の前半は公開学習会で、大和田敢太滋賀大学名誉教授が「職場のハラスメント-なぜ起こり、どう対処すべきか」と題して講演しました。大和田先生は、「過労死のない社会=ハラスメントのない社会」であり、「ハラスメントをなくしていくことが過労死をなくすことにつながる」と指摘。そして、ハラスメントをなくしていくためには、ハラスメントを「労働者の人格や尊厳を侵害し、労働条件や労働環境を悪化させる行為

や事実」と広くとらえ、社会的な規制、法規制が必要であると強調しました。（詳細6面参照）

第3回理事会では、5月26～27日に開催した「第6回健康で安全に働くための学習交流集会」のまとめ、加盟団体や地方センターの活動報告と交流などをおこないました。

また、第13回地方センター交流集会を2019年2～3日で開催すること、神奈川センター選出の理事が蓮池幸雄さんから鈴木信平さんに交代することを確認しました。（全国センター 岩橋祐治）

全国から東京に 700人が参加

第26回パート・非正規で働く仲間の全国交流集会

6月9～10日に、第26回パート・派遣など非正規で働く仲間の全国交流集会が東京で開催され、全国から700人を超える非正規で働く仲間が集まりました。

非正規の待遇改善を求める各地の運動交流はもとより、真の同一労働同一賃金を求め、「安倍働き方改悪を阻止しよう!」と決意を固め合う集会となりました。

無期転換・正社員化を求めて声を

ニッショーホール（東京・虎ノ門）で開催された1日目の全体会は、荏原製作所労組による歓迎のエイサーでスタート。ダイナミックな舞で会場を沸かせました。主催者あいさつした全労連非正規センター北口明代表（全労連副議長）は、「人材活用の仕組み」の違いを理由に格差を温存する「働き方」法案について、「同一労働同一賃金はまやかしだ」と強調。非正規の待遇改善と真の同一労働同一賃金、無期転換・正社員化を求めて声を上げようと呼びかけました。

前文科事務次官の前川喜平さんが「『教育と貧困』を考える」と題し記念講演。講演の冒頭、「『学びの貧困』が生活困窮に結びつくのは、多くの研究者が指摘する通りだ」と述べ、高校・大学への進学支援や、中退防止のための学習ボランティアの活動が多く地域で展開されていることを紹介しました。

一方で、この十数年で国庫負担による貧困対策が後退したことを批判。経済困窮世帯の就学援助が2005年に廃止されたが、国は自治体への財政支援を復活させるべきだと述べました。

動けば変わる!

北海学園大学の川村雅則教授をコーディネーターに行ったトークセッション「貧困と格差の是正～動けば変わる!～」では、さっぽろ青年ユニオンから最低賃金引き上げや全国一律制の実現をめざしてコンビニ店員アンケートにとりくんでいることが報告されました。出版情報関連ユニオンは、団体交渉をするなかで有休取得や慶弔休暇の実現、社会保険の加入を勝ち取ったことを発言。郵政産業労働者ユニオンの郵政労契法20条西日本裁判原告から、格差は正裁判でのたたかいについて発言がありました。

それぞれの報告から「動けば変わる!」ことに確信が持てる、「地域に帰って一步踏み出そう!」と



サウンドデモでアピール

決意を固め合えるトークセッションとなりました。

リレートークでは6組織の代表の、無期雇用転換や格差是正、公契約適正化・地域活性化、看護・介護の産業別最低賃金制創設に向けた運動などたたかう仲間の熱気あふれる発言に会場もヒートアップ。多彩な全国のとりくみから教訓を学び合いました。

基調報告で非正規センター仲野智事務局長は「一括法案には同一労働同一賃金の規定はない。逆に格差を固定化するものだ」と法案の問題点を指摘し、改悪阻止の運動を強めようと呼びかけ、働き方改悪を阻止し真の同一労働同一賃金を求める特別決議を採択しました。

普通の暮らしの"最賃"を考える

中央大学駿河台記念館（東京・御茶ノ水）に会場を移した2日目は、各地・各職場の運動を交流。"漫画「クレヨンしんちゃん」一家のくらしから生計費や普通のくらし、全国一律最賃を考えよう"と、普通の暮らしの在り方から、最低賃金の水準を参加者で考えた分科会をはじめ、「均等待遇」「働き方改革の問題点」「介護」「公契約」「公務非正規」「女性活躍」「最賃」「ハラスメント」「仲間づくり」など全部で13の分科会に分かれ、おおいに語り・学び合いました。

分科会終了後は会場からサウンドデモに出発。小雨の降る中でしたが、神田古本屋街を通って水道橋の東京ドームまで、「非正規の待遇改善!」「最賃大幅引き上げ!」「安倍働き方改悪反対!」と大きくアピールしました。

（全労連 仲野 智）

各地・各団体のとりくみ

**自治
労連**

労働者の命と健康を守ることは労働組合の原点
全国学習交流集会

6月2日、自治労連は「なくそう!長時間労働すすめよう!労働安全衛生活動」全国学習交流集会をエデュカス東京で開催。63人が参加しました（写真）。自治労連では、この間、長時間・過重労働の実態について、労働組合がつかみ改善する取り組みを呼び掛けてきました。集会は運動をさらに広げる目的で開催しました。

はじめに、基礎講座として全労働東京基準支部委員長の武知正文氏より、36協定と厚労省ガイドラインについてお話をいただきました。講演に対して多くの質問が出され、関心の高さが伺われました。

水谷文中央執行委員は基調報告として、「労働者の命と健康を守ることは労働組合の原点。その姿は労働者の目にしっかりと写る。長時間労働解消は組合の組織強化拡大、公務公共サービスを守ることにもつながる」と訴えました。

次に、自治労連弁護団の山口真美弁護士が「過労死・過労自殺を出さない職場をつくるため～公務災

害認定闘争の意義」と題して講演。過労死・過労自殺の公務災害認定事例、認定請求の



ための手続きについて述べ、被災者やその家族に寄り添う労働組合の役割が大切なことを強調しました。参加者の心に響く内容でした。

また現場から、安全衛生委員会の活用で長時間労働の実態把握を行わせる取り組みや、36協定締結に適切な予算措置や超勤申請の上限を設ける取り組み、人事委員会を活用し自治体に是正勧告を行わせた経験などについて報告がありました。最後に中川悟書記長が「働き方改革一括法案は、過労死促進法であるばかりか過労死認定さえマイナスの影響を受けかねない。なんとしても参議院で廃案するため職場・地域から奮闘しあおう」とあいさつし閉会しました。

（自治労連 水谷 文）

**化 学
一 般**

身につき役に立つ安全衛生学習
安全衛生一泊学校

化学一般京都滋賀福井地方本部・安全衛生対策部主催で5月19～20日に安全衛生一泊学校を開催。11支部から51人が参加しました。

はじめに、「職業性膀胱がんはなぜ多発したのか」（講師：化学一般関西地本の田中康博三星化学工業支部書記長）と「化学物質の衛生管理実践」（講師：堀谷昌彦化学一般労連顧問）の講演を受けました。

田中書記長は膀胱がんを発症した本人です。労働組合結成、職場での差別やいじめ、作業環境改善の取り組み、労災認定闘争など苦勞がひしひしと伝わってきました。労災認定後も会社の姿勢は変わらず、会社に「安全配慮義務違反」を認めさせ謝罪を求める裁判を福井地裁に提訴しています。化学一般全体で支援する決意をかためあいました。

堀谷顧問からは安全データシートを見やすくまとめた「薬品安全衛生カード（A4・2枚）」や作業者一人ひとりの「薬品取り扱い履歴報告書」の活用などダイトイケミックス支部の進んだ取り組みの報告があり、危険性を作業者にきちんと伝えること、発生源対策や暴露防止対策、その記録を残すことの

重要性を学びました。

午後は、支部からの報告にもとづく京滋福地方本部内の「労災発生状況の分析結果」、一泊



学校参加者が当日朝に回答した「ストレスチェック集団分析結果の報告」を受け、後半2時間は「初めて安全衛生を担当する人のために」「化学物質の取り扱いと健康障害防止対策」「ストレスチェック集団分析」の分科会に分かれて学習を行いました。夕方からは安全衛生落語「安全衛生相談所」で、楽しく安全衛生について学び、最後は「安全衛生カルタ」を行いました（写真）。

2日目は4つに分かれて災害事例分析。同じ災害を繰り返さないために、議論し本質安全化の対策をめざします。最後は恒例の安全衛生○×クイズ。

この集会は毎年春と秋、2回開催しています。1日半にわたって学習づくめの集会ですが、リピーターも多く、身につき役に立つ安全衛生学習の機会として各支部に活用されています。

（化学一般 長田 学）

各地・各団体のとりくみ

宮城

市民も参加で学習会

第18回総会

5月20日、第18回いのち健康宮城県センターの総会兼学習会が市民も参加して開催されました。



第1部は、

市民の憲法行事の一環として、森岡孝二関西大学名誉教授の「安倍『働き方改革』を斬る」と題した講演会を開催（写真）。国会の緊迫した情勢とかみ合った「労働時間の上限規制」や「高プロ導入=残業代ゼロ」などの問題を、「4年前に大きな国民運動で成立させた『過労死等防止法』とのせめぎ合い。歴史を逆戻りさせる暴挙には負けるわけにはいかない」とし、参加者に一層の奮起を促しました。

2部は総会。総括と方針案を芳賀直事務局長が提案しました。総括では、相談件数が300件を超え、特にセクハラ・パワハラ、いじめの相談が半数を超えており、低賃金や長時間労働などの労働環境の悪化を理由に「辞めたいけど人手不足を理由に辞めさせない」などの相談が急増しているなど、働く状況の変化が報告されました。また、仙台市の中学校教員の脳疾患の公務災害認定事案や生協や学校職場における労働組合の働く人のための「働き方改革」の取り組みが報告されました。

（宮城センター 芳賀 直）

山口

拡大月間の取り組みを確認

第21回総会

山口県労安センターは、5月26日、山口市で第21回総会をおこない、2018年度の活動方針を確認するとともに、新役員を選出しました。

総会で「いのち、健康とアベノミクス『働き方改革』」と題して講演した下関市立大学・関野秀明教授は、「高プロ制度」、「長時間労働規制案」などについて自身が策定したグラフや表を示して分かりやすく講義。①「正社員が当たり前」とし、有期労働契約の「入り口規制」、②「11時間のインターバル規制」、③労基法36条の「特別条項廃止」及び「週15時間、月45時間、年360時間（大臣告示）の法制化」と述べました。

総会では、来年8月31日～9月1日に山口市で開催する第11回いのち健康を守る中四国ブロックセミナーの成功をめざして準備をすすめること、三菱重工下関アスベスト訴訟勝利めざす支援体制の確立、会員拡大にむけて拡大月間を取り組むことなどを申し合わせました。また、山口県労安センターの正式名称を山口県労働安全衛生センター（略称「山口県労安センター」）とすることを確認しました。

（山口センター 高根孝昭）

神奈川

過労事故死の和解勧告を生かして 第20回総会

5月19日、いのち健神奈川センターの総会が開催されました（写真）。第1部は、「ストップ!過労死を



促進する『働き方改革』-グリーンディスプレイ青年過労事故死事件から見えてくるものーと題して、同訴訟弁護団の川岸卓哉弁護士の講演、第2部は総会、第3部は労災・職業病・解雇者を励ます交流のつどいが行われました。

川岸弁護士は、「遺族原告の魂のこもった訴えや多くの支援者、全国からの1万5千人以上の署名が裁判官の背中を押し、『過労死』、『過労自殺』に並ぶ労働災害の事故として『過労事故死』を認めさせたことは画期的な判決」と強調し、合わせて、政府「働き方改革」の問題点を指摘しました。続いて、遺族の淳子さん（母）から、支援に対するお礼と、過労死のない社会に向け尽力するとの決意が表明されました。

総会には46人が参加。労働条件切り下げや組合事務所排除で和解勧告を勝ちとった鎌倉市職労、アスベスト闘争で地裁・高裁のダブル勝利判決を勝ちとった神奈川建設労連、パンフ「働くルール」をすべての高校生に配布することを実現した県会議員から発言がありました。また、労災認定や裁判でたたかっているそれぞれの争議者（団）からの現状報告と訴えがありました。

交流のつどいには、JAL・建設アスベスト裁判原告、青年事故死裁判を支援する会、中川・知念裁判支援者等30人が参加し、日ごろの苦労をねぎらい合いました。（神奈川センター 鈴木信平）

各地・各団体のとりくみ

石川

地方センターの発足を訴える 第3回北陸セミナー

6月2日、金沢市内で第3回北陸セミナーを開催しました。18人が参加し、熱心な討議を行いました。

講師の名古道功金沢大学名誉教授は、「『雇用によらない働き方』拡大の危険性」と題して講演を行いました（写真）。政府の報告書「働き方の未来2035」～一人ひとり輝くために～（2016年8月）では、「雇用によらない働き方が増加し、「2035年には（制度のあり方として）狭い意味での雇用関係、雇用者だけを対象とせず、より幅広く多様な働く人を対象として再定義する」としています。

フリーランス（雇用に類似した働き方）には、高収入で、働く時間は自由というイメージがあるが、その実態は劣悪であるものの、就労のニーズの増加が否定できず、一定の保護の必要性があること、保護の方法についても検討しました。フリーランスなどに対する優越的地位の乱用、不利な労働条件の押し付けには、独禁法の適用もできるのではないかとの話でした。

最後に課題として、保護の必要性（フリーランスも労働者も）、労働力の確保、少子高齢化の進展、外国人労働者、IT・AIの時代の到来で働き方が

変わっていくをえなすこと、企業の利潤追求のものだけにしない労働者に役に立つものとして用いられるか、副業、兼業の自由、労働者概念の拡大、フリーランスの保護拡大等が指摘されました。

各県の報告では、富山からは、公立高校教諭の過労死問題と「適正な時間管理」むけた調査を実施したこと、部活動指導の負担軽減をはかるためのアンケートに取り組んだことが報告されました。部活については、土日の部活動では、1日は休むという意見が61%を占めました。

福井からは、敦賀と若狭で過労死が発生していること、三星化学の膀胱がんの多発問題は、損害賠償を求めて闘っており、会社はオルトートルイジンに発がん性があることさえしらなかったと不誠実な態度に終始していることが報告されました。

第4回の北陸セミナーを開催すること、地方センターの発足を訴えて、学習会を終えました。（石川センター 川上仁志）

全国セ
ンター

包括的なハラスメント規制法を ハラスメント公開学習会

6月6日、「職場のハラスメントなぜ、おこり、どう対処すべきか」をテーマに、いの健全国センターの第4回理事会の公開学習会を行いました。

講師は滋賀大学名誉教授の大和田敢太氏です（写真）。ハラスメントについては、厚生労働省の「職場のハラスメント防止対策についての検討会報告」が3月に出され対策が急がれています。

大和田氏は、ハラスメントについて「精神的・肉体的な影響を与える言動（嫌がらせ・脅迫・無視）や措置や業務（長時間労働・過重労働）によって、人格や尊厳を侵害し、労働条件を劣悪化あるいは労働環境を毀損する目的あるいは効果を有する行為や事実」とし、ハラスメントやいじめの意図の有無ではなく、結果を重視して評価すべきと述べました。

厚労省の検討会報告書では、パワーハラスメントについて、「業務の適正な範囲を超えて」「優越的な関係に基づいて」と定義していますが、その問題点として使用者（上司）が労働者に対して「パワー」



を行うことを当然視するもので、労働契約に基づく対等平等な立場であるという原則を重視することが必要であると指摘しました。また、顧客・利用者からのクレームなどもハラスメントととらえ対策をとることが必要としました。個別企業に取り組みを任せるだけではハラスメントはなくならないこと、セクハラは男女機会均等法、安全配慮義務は労働契約法など細分化していることが問題であるとし、包括的なハラスメント概念に基づくハラスメント規制法の必要性を訴えました。（編集部）

リーダーシップと同時に労働者の声を

大阪センター・新田ゼラチン大阪工場訪問

大阪労働健康安全センターでは、5月23日に、食品からサプリメントや医療材料まで広範に利用されるゼラチンの国内トップメーカーである新田ゼラチン大阪工場（大阪府八尾市）を訪問し、労働安全衛生の取り組みについてヒアリングを行いました。大阪センターでは毎年職場見学会を行っていますが、今回は会社の事情で現場見学ができず安全担当者との懇談会になりました（写真）。

大阪工場は労働者が300人弱で、原料の受け入れから製品まで一貫生産をしています。安全衛生上は、原料である骨粉の粉塵、原料処理に使う酸・アルカリ、原料に由来する悪臭等の問題がありますが、粉塵対策はマスク着用、悪臭対策は装置の密封やカンファ水（消臭剤）の噴霧で対処し、特に問題は起きていないとのことでした。

リスクマネジメントで労働災害が減少

労働災害では濡れた床などでの転倒事故が多いですが、休業災害はこの10年近くほとんどないとのことです。2007年からリスクマネジメントを行うようになって、労働災害が年間18～20件から年間2～5件程度に減少したのも特徴です。

また安全教育が熱心に取り組まれていますが、ユニークなものとして、

- * 安全問題の体験的な学習を重視する「安全基本道場」の開催
- * 設備の修理などで工場内に入ってくる外部事業者に対する安全教育
- * 専門家を招いてのラジオ体操の実技指導、などが

シリーズ 私の健康法（8）

頭と気分をシャッフル

活字中毒というほどではないけれど、とにかく本がたまります。それも80%くらいは小説の類。時代物、推理小説、純文学。文庫になるような作家ものはけっこう読んでいます。

味のある短編も良いのですが、どちらかといえば、わかりやすくストーリーが展開していく長編が好きです。ストーリー小説の良さは、はまるといつの間にかその世界に入り込めることです。30歳代くらいまでは漫画も読んでいました。

残っている仕事や腹立たしい出来事でいっぱいになっている頭から、すっと江戸時代の商家の娘にな



行われています。

全員参加の安全基本道場

それら安全衛生の取り組みが、経営陣から労働者まで全員の「参加」で行われているのが大きな特徴です。社長や役員などの経営陣も「安全基本道場」に率先して入りますし、年1回は役員による安全パトロールも行われます。そのように経営陣自身が安全重視の姿勢を示したうえで、毎月全職場でK Y T（危険予知訓練）が行われ、年1回全員参加でリスクアセスメントが実施されています。また「無事故・無違反チャレンジコンテスト」や安全標語の募集も社員に大好評です。

今回の懇談会は安全衛生委員会の委員長と事務局メンバーの3人に応対していただきました。委員長の精力的なお話には、安全衛生の日頃の取り組みで発揮されているであろう強力なリーダーシップを感じ取ることができました。しかし同時に、私たちは職場の労働者の声や労働組合の意見を聞かなければという思いを強くした懇談会でした。

（大阪センター 重田博正）

岡村 やよい（いの健全国センター）

ったりできます。大学時代には、「ジャリン子チエ」と「ベルサイユのバラ」が同時にマイブームになっていて、「ウチは日本一不幸な少女なんや!」とつぶやいたと思えば、「自由であるべきは心ばかりではない」とフランス革命調の言葉に酔っていました。自分の思考さえ読んでいる本に影響されてしまいます。



現実問題の解決にはなりませんが、気分転換、頭のリフレッシュにはもってこいです。気軽に日常から離れたい方、いつでも本をお貸しします。

過労死のない社会の実現へ 働き方改革法案を討議

過労死防止学会第4回大会（北海道）

6月2～3日札幌市・北海学園大学において、過労死防止学会第4回大会が開催され、2日間で延べ270人が参加しました。

日・中・韓で交流

過労死防止学会では毎年、働き方・働くかせ方を国際的視野でみるとして国際シンポを行っています。今年は、日本・中国・韓国から報告が行われました（写真）。



中国からは首都経済貿易大学教授・中国適度労働学会会長の楊河清氏が、「中国でも経済のグローバル化のもと過重労働が問題になっている」と発言。しかし、研究は経済的側面が優先し、医療・法律分野の研究者の参加を呼び掛けているとの報告でした。

労働時間短縮を進める韓国

韓国のジョン・ビョンウク弁護士からは「韓国で始まった過労死防止運動」のテーマで報告がありました。韓国では、政権交代以降変化が起こっています。今年2月に成立した勤労基準法は、週当たりの最大労働時間(休日労働含む)を68時間から52時間と減らし、制限のない長時間労働の原因となっている「特例業種」も26から5に縮小しました。また、脳・心臓疾患の労災認定基準も発症前12週間で1週間平均52時間を超える場合には業務との関連が高いと評価し、特に交替制業務など7つの業務については特に関連性が高いと評価することとしています。また、深夜勤務については昼間勤務の30%加算で勤務時間を算出するという改正内容を紹介しました。

過労死弁護団の松丸正氏は、過労死110番の30年を振り返り、遺族・弁護士、支援者の運動が、過労死の労災認定基準を広げ認定数を増やしてきたこと、労働時間の「液状化」は過労死防止とは二律背反と指摘し、運動の強化を訴えました。

6つの分科会で討論

2日の午前中は、①建設関連産業の就業実態と

過労死、②医療現場の長時間労働と働き方、③教員の「働き方改革」の取り組みと課題、④裁量労働制と長時間労働の実態、⑤職場のハラスメントと過労の実態、⑥韓国・中国の過重労働と過労死、の6分科会で、研究者、弁護士、遺族、労働組合、支援者が報告し、活発な意見交換が行われました。

「働き方改革」を共通論題に

午後は共通論題として「過労死問題から見た"働き方改革"の諸問題」と題して、「働き方改革一括法案」の問題点や危険性について議論が行われました。

最初の報告者の上西充子法政大学教授は、「労働基準法は"人たるに値する生活"を保障するための最低基準だと指摘し、残業時間の上限を過労死ラインの1ヵ月100時間とすることは、企業の安全配慮義務を100時間まで認めることになる」と指摘しました。その上で、「自由で柔軟に働ける」とする高度プロフェッショナル制度は、政府の印象操作であり、企業が労働者を「自由・柔軟に働かせる」制度であることを強調しました（写真下）。

EU労働時間指令は安全衛生規則

労働政策研究・研修機構研究所長の濱口桂一郎氏は、EUの労働時間規制について安全衛生規制・実労働規制であり賃金規制ではないとし、EUの「1週間で労働時間48時間」は、時間外労働が終わる時間であり、「日本の法定労働時間とは意味が違う。安倍首相は『日本の労働法制を盤石規制』と呼ぶがまったく違う」と指摘しました。

関西大学名誉教授の森岡孝二氏は、最近の過労死の特徴について、非正規雇用の増加を踏まえ「貧困と過労死が併存するようになっている」と語りました。そして「労働時間の短縮は過労死防止だけが目的になってはならない。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」という原点に立ち返って実効性のある改革を進めよう」と呼びかけました。



(全国センター 岡村やよい)